

中野区介護サービス事業所連絡会  
後援名義等の許可に関する基準

平成29年7月20日 制定

(目的)

第1条 この基準は、本会が区民団体、他法人、福祉施設等が行う事業について後援名義等の使用許可申請等があった場合について定めることとする。

(定義)

第2条 区民団体、法人、任意団体である福祉・介護施設等から後援名義使用等の申出があった場合に、原則として次の各号に定める基準に該当する事業及び活動内容であることとする。

- (1) 保健福祉活動への理解を求める事業及び活動であること
- (2) 営利目的の事業及び活動でないこと
- (3) 原則として、中野区介護サービス事業所連絡会の理念及び目的に資する事業及び活動内容であること
- (4) 政治、宗教活動ではなく、また、公序良俗に反する事業及び活動でないこと
- (5) その他本会会長が必要と認める事業及び活動内容であること

(後援名義等の内容)

第3条 後援名義等の内容は、以下のとおりとする。

- (1) 単発の事業及び概ね3か月程度の期間で実施される事業であること。  
なお、1年間を通じての事業は、後援名義ではなく「協賛」とする。
- (2) 推薦文、寄稿等の申出あった場合には、第2条の要件を満たしていることとする。
- (3) 部会名称の後援名義の許可については、別途協議することとする。

(予算措置)

第4条 後援名義使用等については、名義使用許可、推薦文の作成、寄稿文の作成とし、本会会長が特に必要と認める場合を除き、予算措置は行わないこととする。

(申請、申出)

第5条 後援名義使用の申請は、原則として、事業及び活動を行う1か月前とし、所定の申請書の他に事業及び活動内容が分かる資料を提出することとする。

(決定)

第6条 後援名義等の許可に関する決定は、準備会において審査をして決定する。

平成 年 月 日

中野区介護サービス事業所連絡会  
会長 様

団体名 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_ 印

後援協賛 名義使用申請書

次の事業について 後援協賛 の名義使用を申請します。

主催団体名		
代表者	氏名	
	住所	TEL
連絡先	氏名	
	住所	TEL
実施事業	事業名	
	日時	
	場所	
	対象	
	目的	
	内容	
	入場料など	
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日	

- 1 申請は、名義使用の**30日前まで**に提出してください。
- 2 事業及び活動内容が分かる資料を添付してください。